

	病 名 (学校保健安全法施行規則第18条)	出席停止期間 (学校保健安全法施行規則第19条)
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう 南米出血熱、ペスト、マールブルグ病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る) 特定鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る)	治癒するまで ※感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」および「新感染症」は第一種の感染症とみなす。
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(COVID19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日経過するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、医師において感染の恐れがないと認めるまで
	結核	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
ただし、病状により学校医その他の医師において、感染の恐れがないと認めるときはこの限りでない。		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。
	(その他の感染症) 溶連菌感染症 ウィルス性肝炎 マイコプラズマ肺炎 感染性胃腸炎 (ノロウイルスなどによる嘔吐下痢症) など	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症の例

※第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者またはこれらの感染症にかかっている疑いがあるものについては、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※第一種または第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間

※第一種または第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めるとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間